

議員発案第 4 号

農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書」を提出するものとする。

平成21年3月18日 提出

提出者 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 原 茂 之

農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書

農地は、国民の共有財産であり、食料自給率の向上や食料の安定供給、田畑など地域資源、農民の経営基盤として大きな役割を果たしている。

政府は、これまで農業生産法人の要件緩和、特定法人貸付事業によるリース方式の全国展開などの規制緩和により株式会社の農業参入を進めてきたが、最近では都道府県段階での違反転用や産廃の不法投棄など環境破壊が明らかになっている。

農水省は、昨年「農地政策の展開方向について」を決め、来年の通常国会に向けて農地法改正の準備を進めている。耕作放棄地の解消、優良農地の確保については重要な課題であるが、所有から利用への転換による農地の有効利用の促進については大きな問題がある。

これは、財界が強く主張していた所有と経営を分離すべきとの声を受けたものであるが、企業型農業経営では、利益が出なければ生産は放棄され、耕作放棄や農業以外の使用も懸念され、不法投棄、遺伝子組換え作物の生産による土壌の劣化などの環境破壊が進む危険性がある。

農地法の規制を緩め、企業型農業が広がれば、農地法の柱である「農地は耕作者が所有すること」は骨抜きになり、森林や河川、水田などの生態系が壊され、家族農業、農村社会が崩壊するおそれがある。また、食料安全保障や食料生産の強化が重要な課題となっている中で、食料生産の基盤である農業・農地を利益優先の企業型経営にゆだねることは極めて危険である。

農地政策の見直しに当たっては、国が責任を持って優良農地の確保・維持、国内の食料安定供給体制の強化と自給率の向上を進め、農地の有効利用の促進と環境保全型農業の発展、耕作者である農民の権利保護を図るため、次の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 株式会社による農地の取得・長期貸付制度に関する規制緩和は認めず、生産法人による農業参入要件については厳しく監視し、これを維持すること。また、耕作放棄地解消のため農地の集落利用、市町村管理システムを確立すること。
- 2 国は、農地の所有者・利用者の責務、国や地方公共団体の役割・機能を明確に規定するとともに、耕作放棄地の解消、減反農地の有効利用に向けた総合的かつ具体的な支援策を提示すること。

- 3 国は、食料自給率の向上、農地の総量確保を図るため、優良農地470万ヘクタールの確保、NPOや市民による農業参入や農地保全管理への支援・予算措置を拡充すること。
- 4 農業委員会による農地の監視や利用調整活動などその機能・人員など体制強化を図るとともに、必置規制は堅持すること。
- 5 中山間地域直接支払い制度は恒久化し予算を拡大するとともに、農地・水・環境保全向上対策は予算の増加を図り、将来は環境支払いとして制度を創設すること。
- 6 農地の相続税納税猶予制度については、農地の維持・有効利用。新規就農の促進を図るため、自作地だけでなく農地利用が続いている貸付地も認めるよう見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣